

# 新宿区立四谷中学校同窓会会則

令和4年7月24日

## 第一章 総則

- 1 本会を新宿区立四谷中学校同窓会と称し、本部事務所を母校内に置く。

連絡先：新宿区立四谷中学校 副校長

## 第二章 目的及び事業活動

- 2 本会は母校の伝統を基盤として、会員相互の親睦を深め、発展に寄与することを目的とする。
- 3 本会は前条2の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 総会の開催
- ② 母校を中心とする記念事業及び母校の発展に資する事業への協力援助
- ③ その他の本会の目的を達する為に必要な事業

## 第三章 会員

- 4 本会は次の会員をもって組織する。

- ① 正会員

本校卒業生及びそれに準ずるもの。

- ② 特別会員

本校旧・現職員

## 第四章 役員

- 5 本会に次の役員を置く

- ① 会長 1名 任期2年（再任を妨げない）
- ② 副会長 1名 任期2年 //
- ③ 幹事 3名 任期2年 //

（書記1名・会計1名・会計監査1名）

- ④ 幹事会 会長・副会長・幹事で構成する

※会長・副会長・幹事は幹事会において2年毎に互選する。

## 6 役員の任務

- ① 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故等あった場合はこれに代わる。
- ③ 幹事は庶務・会計・地域の連絡等を分担して、会務を処理する。

## 第五章 幹事会・総会

7 2年毎に幹事会を開く。会長が必要と認めた場合その限りではない。

### 8 幹事会について

- ① 事業計画
- ② 予算、決算の作成
- ③ 役員の選出
- ④ その他本会に必要な事項

9 総会は原則として3年に一回は開く。また必要に応じて臨時総会を開く。

### 10 総会について

- ① 経過報告
- ② 会計報告
- ③ その他本会に必要な事項

## 第六章 会計について

11 本会の経費は入会金（500円）、寄付金その他の収入をもって充てる。

12 正会員は卒業の際入会金を収めるものとする。金額は幹事会で決める。

幹事会で臨時会費を徴収することができる。

13 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。

## 第七章 会則の改正

14 会則の改正は幹事会で改正案を作成し、総会がこれを承認する。